

五管区水路通報第 2 5 号

(516項 - 539項)

平成 1 6 年 6 月 2 5 日

第五管区海上保安本部

第 516項	四国南岸	足摺岬南方 (リマ海域)	射撃訓練
第 517項	四国南岸	足摺岬南方	照明弾投下訓練
第 518項	本州南岸	日高港	防波堤一部完成
第 519項	和歌山下津港	外港	防波堤倒壊
第 520項	大阪湾		漂流観測
第 521項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区	ヨットレース
第 522項	尼崎西宮芦屋港	第 3 区	ヨットレース
第 523項	神戸港	第 1 区	磁気探査作業
第 524項	神戸港	第 1 区	潜水作業
第 525項	神戸港	第 4 区及び付近	潜水調査等
第 526項	明石海峡	垂水漁港東方	潜水調査作業
第 527項	明石海峡	垂水漁港	花火大会
第 528項	淡路島	洲本港	潜水調査
第 529項	東播磨港		物揚場築造工事
第 530項	東播磨港	航路付近	重量物荷役作業
第 531項	姫路港		海上訓練
第 532項	家島諸島	家島、天神鼻付近	防波堤築造工事
第 533項	四国南岸	日和佐港	灯設置
第 534項	四国南岸	牟岐港	浮棧橋設置
第 535項	四国南岸	牟岐港	防波堤延長
第 536項	四国南岸	浅川港	無線塔存在
第 537項	四国南岸	浅川港	防波堤完成
第 538項	四国南岸	甲浦港	灯浮標について
第 539項	四国南岸	甲浦港	離岸堤一部撤去
お知らせ	船舶保安情報の通報について		

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系 (WGS-84) に基づいています

海図の改補 (小改正) のお知らせ 海上保安庁水路通報24号
(6月18日発行) 掲載分

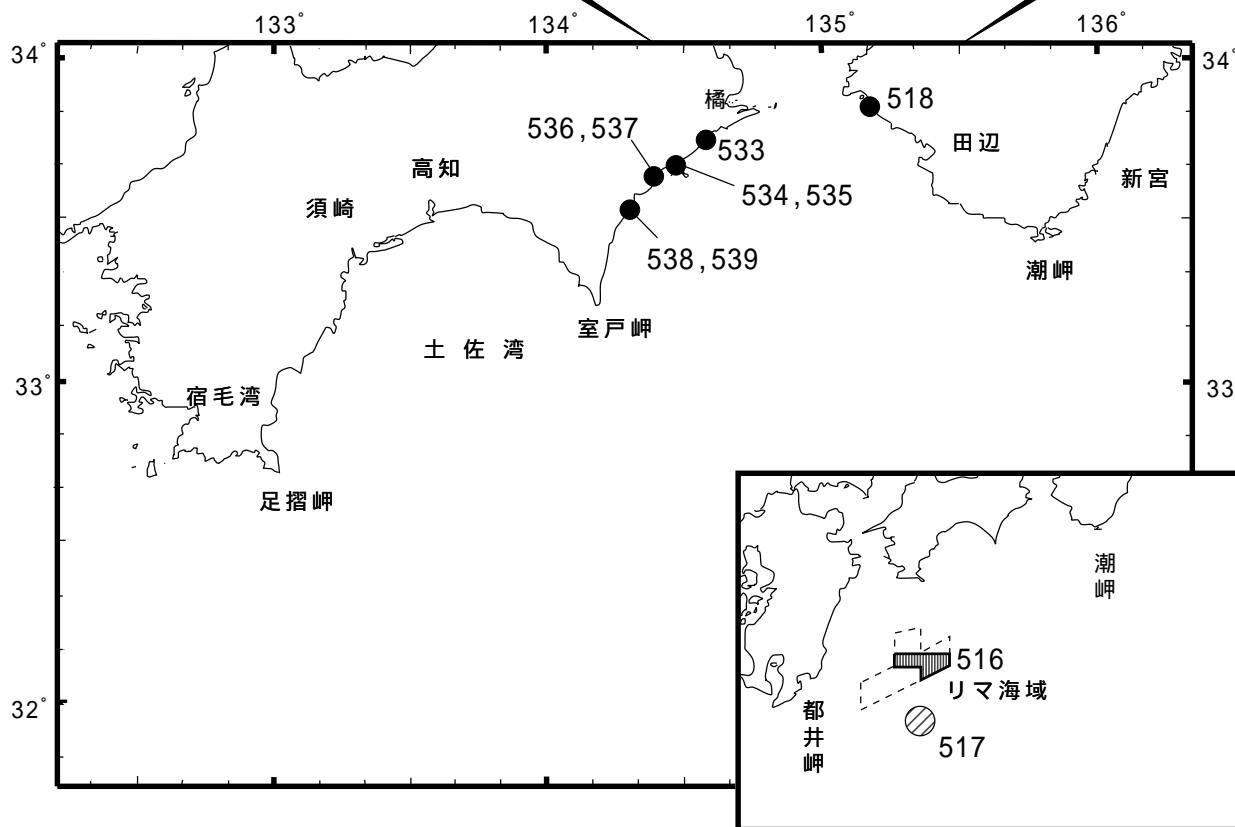
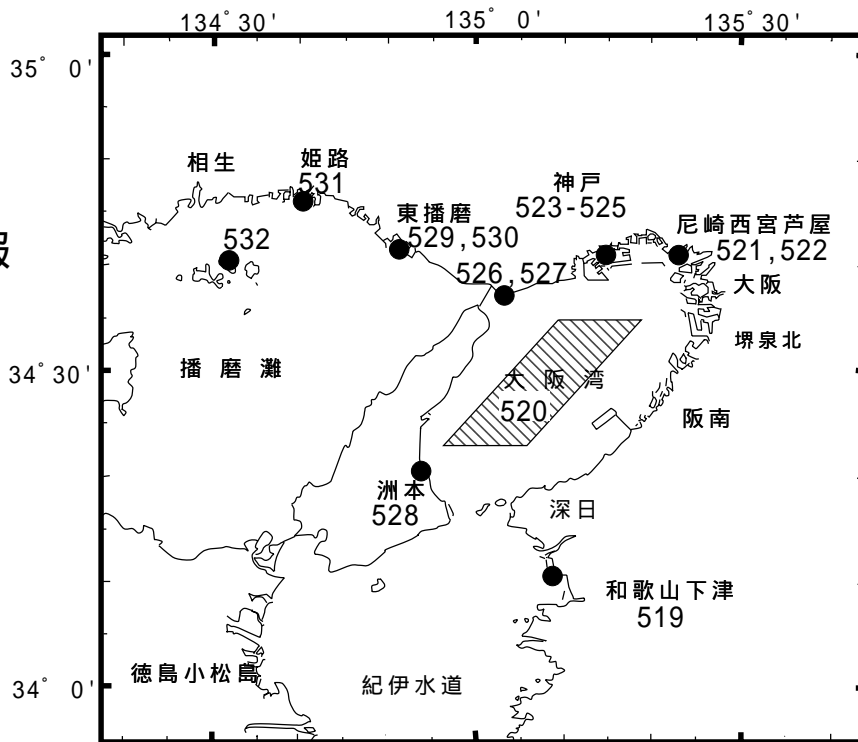
海 域	改正内容	該当海図	項
大阪湾、樽井漁港	図誌訂正 (灯台について)	W1103	651

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。
 また、インターネットでも提供しています。
 インターネットアドレス (URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報

第25号

索引図



=====
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

F A Xによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕

(078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

=====

16年516項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練
 自衛艦2隻による対空及び水上射撃訓練が実施される。
 期間 平成16年7月16日(予備17日、19日)の0600~1800
 区域 6地点により囲まれる区域
 (1) 31-48.2N 133-29.8E
 (2) 31-42.2N 133-29.8E
 (3) 31-28.2N 132-59.8E
 (4) 31-36.2N 132-59.8E
 (5) 31-36.2N 132-37.8E
 (6) 31-48.2N 132-37.8E
 備考 実施艦は、「B」旗を掲揚
 海図 W157
 出所 防衛庁海上幕僚監部

16年517項 四国南岸 - 足摺岬南方 照明弾投下訓練
 自衛隊航空機2機による照明弾(18発)の投下訓練が実施される。
 期間 平成16年7月12日(予備13日)の1900~2000
 区域 31-00N 133-00Eを中心とする半径10海里の円内
 海図 W157
 出所 海上自衛隊第31航空群

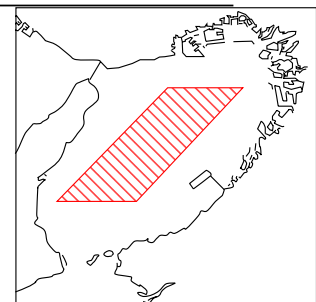
16年518項 本州南岸 - 日高港 防波堤一部完成
 北防波堤が一部完成している。
 位置 2地点を結ぶ線上付近(幅6メートル)
 (1) 33-52-01.0N 135-09-04.9E
 (2) 33-52-04.8N 135-09-15.3E
 海図 W77(分図「日高港」)
 出所 田辺海上保安部



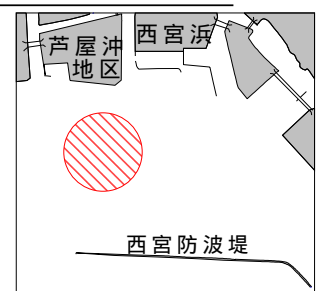
16年519項 和歌山下津港 - 外港 防波堤倒壊
 雑賀崎漁港沖防波堤は、ケーソンが倒壊し一部のケーソンは水没している。
 位置 34-11.1N 135-08.5E付近
 海図 W1150
 出所 和歌山下津港長



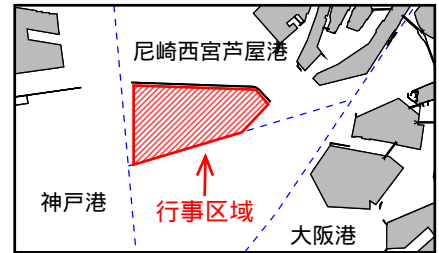
16年520項 大阪湾 - 漂流観測
 測量船「うずしお」による浮標及び人形を使用した漂流観測が実施される。
 期間 平成16年7月7日
 区域 付図に示す区域
 海図 W150A
 出所 五本部海洋情報部



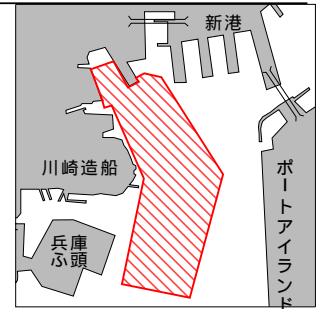
16年521項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース
 西宮防波堤北方において、クルーザー型ヨット(8隻)によるレースが実施される。
 期間 平成16年7月10日、11日の0900~1630
 区域 34-41-39N 135-19-02Eを中心とする半径700メートルの円内
 警戒船 3隻配備
 備考 コースを、浮標3個で表示
 海図 W1107
 出所 尼崎西宮芦屋港長



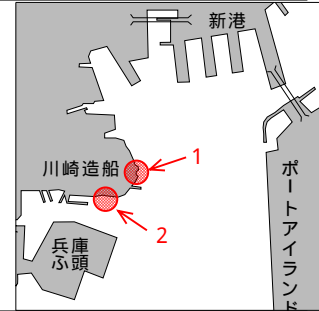
16年522項 尼崎西宮芦屋港 - 第3区 ヨットレース
 西宮防波堤南側において、クルーザー型ヨット(15~30艇)によるヨットレースが実施される。
 期間 平成16年7月4日、18日の1000~1700
 区域 5地点により囲まれる区域
 (1) 34-40-18N 135-21-32E
 (2) 34-39-48N 135-20-52E
 (3) 34-39-17N 135-18-50E
 (4) 34-40-35N 135-18-50E
 (5) 34-40-31N 135-21-15E
 警戒船 3隻配備
 備考 区域内にコースを示す正四面体形黄色浮標を2基設置
 海図 W1107 - W1103
 出所 尼崎西宮芦屋港長



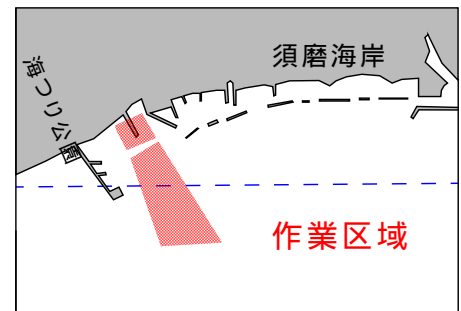
16年523項 神戸港 - 第1区 磁気探査作業
 潜水作業を伴う磁気探査作業が実施される。
 期間 平成16年7月1日~9月30日
 区域 付図に示す区域
 警戒船 潜水作业时、配備
 海図 W101A
 出所 神戸港長



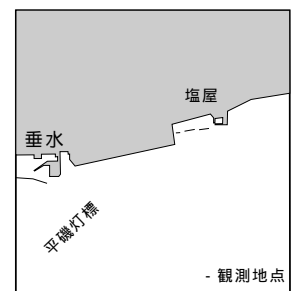
16年524項 神戸港 - 第1区 潜水作業
 川崎造船前面海域において、潜水土による電気防食装置の取付作業が実施される。
 期間 平成16年7月7日~9日(予備12日~16日)
 区域 (1) 34-40-22N 135-11-21E付近
 (2) 34-40-12N 135-11-12E付近
 警戒船 1隻配備
 海図 W101A
 出所 神戸港長



16年525項 神戸港 - 第4区及び付近 潜水調査等
 海釣公園東方において、潜水土による係船浮標・灯付浮標の点検作業及び深浅測量が実施される。
 期間 平成16年7月3日(予備4日、10日、11日)の日出~日没
 1、浮標点検作業
 位置 下記5地点付近
 (1) 34-38-13N 135-06-41E
 (2) 34-38-09N 135-06-28E
 (3) 34-37-59N 135-06-29E
 (4) 34-37-50N 135-06-32E
 (5) 34-37-50N 135-06-51E
 警戒船 配備
 2、深浅測量
 区域 34-38.3N 135-06.5E付近
 海図 W131
 出所 神戸港長



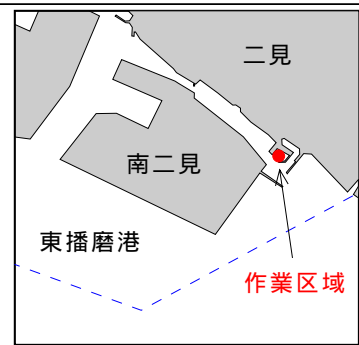
16年526項 明石海峡 - 垂水漁港東方 潜水調査作業
 平磯付近において、潜水土による生物調査が実施される。
 期間 平成16年7月14日、15日(予備16日~31日)の0700~1200
 区域 下記3地点付近
 (1) 34-37.5N 135-04.5E
 (2) 34-37.3N 135-03.9E
 (3) 34-37.4N 135-03.6E
 警戒船 1隻配備
 海図 W131
 出所 神戸海上保安部



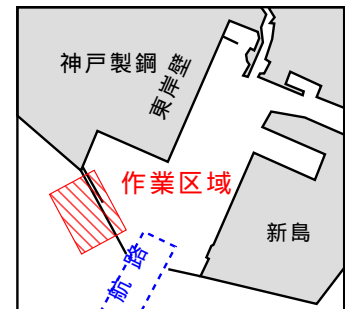
16年527項 明石海峡 - 垂水漁港 花火大会
 花火大会が実施される。
 期間 平成16年7月11日(予備12日)の1930~2130
 区域 34-37-31N 135-03-14E付近
 警戒船 2隻配備
 海図 W131
 出所 神戸海上保安部

16年528項 淡路島 - 洲本港 潜水調査
 内港において、潜水土による係船アンカーの点検作業が実施される。
 期間 平成16年7月6日、7日(予備8日~15日)の日出~日没
 区域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-20-51N 134-53-57E
 (2) 34-20-50N 134-53-57E
 (3) 34-20-48N 134-53-51E
 警戒船 1隻配備
 備考 作業船のアンカーワイヤーの水深3m地点を浮標で表示
 海図 W1149(分図「洲本港」)
 出所 神戸海上保安部

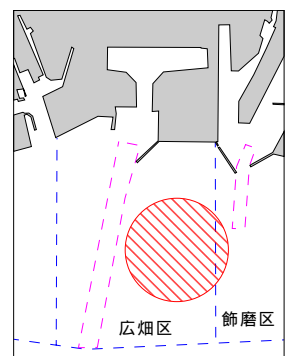
16年529項 東播磨港 - 物揚場築造工事
 物揚場の築造工事が実施されている。
 期間 平成16年9月30日までの日出~日没
 区域 34-41-37N 134-53-08E付近
 海図 W107
 出所 東播磨港長



16年530項 東播磨港 - 航路付近 重量物荷役作業
 西防波堤周辺において、潜水作業を伴うケーソン積込作業が実施されている。
 期間 平成16年8月7日まで(予備8日~14日)の日出~日没
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-42-03N 134-49-54E
 (2) 34-41-55N 134-49-37E
 (3) 34-42-16N 134-49-22E
 (4) 34-42-24N 134-49-39E
 警戒船 2隻配備
 備考 ・作業船のアンカーワイヤー水深5mの位置を黄色球形浮標で表示
 ・ケーソンを積んだ台船は、姫路港網干区に曳航される
 海図 W107
 出所 東播磨港長



16年531項 姫路港 海上訓練
 広畑航路東側において、巡視船等10隻及び航空機による海上訓練が実施される。
 期間 平成16年7月5日の1400~1530
 区域 34-44-57N 134-38-14Eを中心とする半径1000メートルの円内
 海図 W134B
 出所 姫路港長



16年532項 家島諸島 - 家島、天神鼻付近 防波堤築造工事
潜水作業を伴う防波堤築造工事が実施される。
期 間 平成16年6月28日～9月30日(予備日含む)
区 域 34-40.8N 134-32.7E付近
警戒船 配備
標 識 作業船のアンカー位置を、俵型浮標で表示
海 図 W1113
出 所 五本部海洋情報部

16年533項 四国南岸 - 日和佐港 灯設置
恵比須浜漁港に緑色灯が設置されている。
位 置 33-44-25.0N 134-33-20.2E
海 図 W1459
出 所 五本部海洋情報部

16年534項 四国南岸 - 牟岐港 浮棧橋設置
瀬戸川河口南方において、浮棧橋が設置されている。
区 域 1 浮棧橋
2 地点を結ぶ線上(幅10メートル)
(1) 33-39-47.4N 134-28-08.0E
(2) 33-39-47.5N 134-25-07.1E
2 連絡橋
2 地点を結ぶ線上(幅2メートル)
(1) 33-39-47.5N 134-25-07.1E
(2) 33-39-47.5N 134-25-06.5E
備 考 浮棧橋付近の海図図載の「いけす」は存在しない
海 図 W59(分図「牟岐港」)
出 所 五本部海洋情報部

16年535項 四国南岸 - 牟岐港 防波堤延長
西防波堤が延長されている。
位 置 3地点を結ぶ線上
(1) 33-39-50.5N 134-25-11.2E
(2) 33-39-50.0N 134-25-11.7E
(3) 33-39-49.1N 134-25-11.6E
備 考 防波堤の幅は、(1)(2)間4.4m、(2)(3)間7.0m
海 図 W59(分図「牟岐港」)
出 所 五本部海洋情報部

16年536項 四国南岸 - 浅川港 無線塔存在
伊勢田川河口東方に無線塔が存在している。
区 域 33-37-55.1N 134-22-04.3E
海 図 W59(分図「浅川港」)
出 所 五本部海洋情報部

16年537項 四国南岸 - 浅川港 防波堤完成

次の防波堤が完成及び延長工事が実施されている。

1 浅川前防波堤（完成）

位置 33-37-33.5N 134-22-50.2E付近(海図記載工事中区域)

2 南防波堤（完成）

位置 2地点を結ぶ線上（幅16m）

(1) 33-37-43.0N 134-22-42.4E

(2) 33-37-40.0N 134-22-43.5E

備考 上記(1)位置至近に緑色灯設置

3 北防波堤（完成）

位置 3地点を結ぶ線の南西側

(1) 33-37-51.9N 134-22-39.8E

(2) 33-37-53.8N 134-22-39.2E

(3) 33-37-58.8N 134-22-37.2E

備考 防波堤の幅は、(1)(2)間14.3m、(2)(3)間9.8m

4 北防波堤（延長工事）

期間 当分の間

位置 3地点を結ぶ線の南西側

(1) 33-37-48.7N 134-22-41.0E

(2) 33-37-51.0N 134-22-40.2E

(3) 33-37-51.9N 134-22-39.8E

備考 防波堤の幅は、(1)(2)間12.1m、(2)(3)間14.3m

海図 W59(分図「浅川港」)

出所 五本部海洋情報部

16年538項 四国南岸 - 甲浦港 灯浮標について

唐人ヶ鼻南方において、赤色灯付浮標（やぐら型）が設置されている。

位置 33-32-16.9N 134-18-16.7E

備考 上記位置付近の海図図載黄色浮標は撤去されている。

海図 W59(分図「甲浦港」)

出所 五本部海洋情報部

16年539項 四国南岸 - 甲浦港 離岸堤一部撤去

甲浦大橋南側の消波ブロックが一部撤去されている。

位置 下記各2地点を結ぶ線上付近

1(1) 33-32-46N 134-18-07E

(2) 33-32-42N 134-18-08E

2(1) 33-32-44N 134-18-08E

(2) 33-32-44N 134-18-10E

海図 W59(分図「甲浦港」)

出所 五本部海洋情報部

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html>)